

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>見積書作成にあたり、メーカーに対して問い合わせが発生する工事であることから、見積書の徴収に相当な期間を要するものであり、見積合せをしていたのでは、必要な工期を確保することができない。</p> <p>なお、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事）の消防施設工事業に登載されている者であること以外に入札者の資格を設けていない一般競争入札において、入札参加者が一者のみであり、これ以上入札者の資格要件を広くする余地はない。</p> <p>以上により、競争入札や見積合せに付していたのでは時期を失し、契約の目的を達することができない。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>一般競争入札に参加した唯一の業者であるため。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。